関係各位

四 市 複 合 事 務 組 合 馬 込 斎 場 長 齋藤 寿久 しおかぜホール茜浜斎場長 矢島 明彦

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る制限の一部緩和について (通知)

新型コロナウイルス感染症対策に係る「まん延防止等重点措置」が令和4年3月21日付けで解除されることに伴い、令和4年3月22日から馬込斎場及びしおかぜホール茜浜でも酒類の提供を再開し、新型コロナウイルスにより亡くなられた方の火葬の取扱いについて下記のとおり取り扱うものといたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、今後の情勢の変化により対応を変更する場合は改めて通知いたします。

記

- 1 令和4年3月22日(火)から再開するもの
 - ・酒類の提供(持ち込み)
 - ・売店での酒類の販売(しおかぜホール茜浜のみ)

酒類の提供・飲酒にあたっては、以下にご留意ください。

- ① 飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板 (アクリル板等) を持参してください。
- ② 過度な飲酒、大きな声での会話はお控えください。

2 その他感染症対策

令和3年9月30日付け四複斎茜第154号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る斎場施設利用について(通知)」をご確認ください。

なお、馬込斎場につきましては、大規模改修工事実施のため、来場者は1葬家10名程度でお願いします。

3 予約について

- ① 新型コロナウイルスにより亡くなられた方の火葬については、<u>しおかぜホール茜浜</u> **のみ受付**します。
- ② 予約の際には、斎場予約システムではなく、しおかぜホール茜浜まで**お電話ください**。斎場から予約システムの新規予約を行いますので、その後「詳細情報の入力」をお願いします。
- ③ 電話での予約後、早急に死亡診断書をFAXにより送信してください。
- ④ 火葬枠は15時20分枠限定で、通常の15時火葬の受け入れが終了後のご案内と

なります。なお、今後は新型コロナウイルスによる死亡者数の状況によっては、取り扱いが変更となる場合がありますので、ご承知おきください。

4 確認事項

- ① ご遺族の来場は極力最小限でお願いします。(3名程度)
- ② 感染が疑われる濃厚接触者及び体調がすぐれない方の来場はお控えください。
- ③ ご遺体は<u>非透過性納体袋に密封</u>した後、納体袋の表面を消毒し、棺にお納めください。棺には目張りをお願いします。
- ④ 式場・遺体保管室・霊柩車の利用は不可といたします。
- ⑤ 火葬待ちの間、トイレ以外の場内移動はできません。 1 階の特別室でお待ちいただき、売店をご利用になる場合は、電話により注文をお願いします。
- ⑥ 棺の受入時は、極力ストレッチャーに棺を乗せないようご配慮ください。(受入れ 時に人手が必要になるため)

5 火葬、収骨について

- ① 霊柩車及びご遺族の車は斎場内到着後、職員の合図があるまで所定の位置で待機してください。
- ② 火葬許可証、施設使用申請書及び火葬料をクリアファイルに入れ、告別ホール1の 指定の場所に壺と合わせ置いてください。
- ③ 炉前でのお別れはできません (読経禁止) が、花を棺の上にたむけられます。
- ④ 収骨は火葬業務員が1名で行います。葬家は原則告別室前で立ち合いをし、要望があった場合のみ一部お骨上げができます。

6 新型コロナウイルスにより亡くなられた方とは

- ① 死亡診断書の直接死因に「新型コロナウイルス」「COVID-19」と記載があり、火葬 許可証の死因が「一類感染症等」に該当するもの
- ② 直接死因が新型コロナウイルスでなくとも、死亡診断書内に「新型コロナウイルス」「COVID-19」の記載があり、火葬許可証の死因が「一類感染症等」に該当するもの。ただし、死亡診断書の(18)「その他特に付言すべきことがら」へ「陰性確認済」である旨が明記している場合、もしくは新型コロナウイルス感染症に罹患していないことの証明書(陰性証明書、治癒証明書、就業制限解除通知書等)の提出があれば、通常の火葬として取り扱います。(馬込斎場でも火葬が可能です)

問合わせ先

馬込斎場 047-438-1151

しおかぜホール茜浜 047-409-9270

霊柩車の駐車位置について

- ① コロナ枠の火葬は一般の火葬後の受け入れとなりますので、職員の合図があるまで、 霊柩車は下記駐車位置(ポール①番)で待機をお願いします。
- ② ご遺族の車も同様に、合図があるまで駐車場(ポール②番)で待機してください。

